

F

P

瓦

版



先月 11 日に発生いたしました、東北関東大震災におきまして被災者の方並びに被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

また、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

地震の発生以来、各種損害保険・生命保険のご相談が多数寄せられております。

今月は、賃貸アパート・賃貸マンションの地震保険についての Q&A をご案内いたします。

Q) 地震保険の対象となる物件はどのようなものなの？

・地震保険の対象は、居住用の建物とその家財になります。居住用建物には、賃貸マンションやアパートも含まれます。

Q) 居住用以外の事務所や店舗だけ場合はどうなるの？

・居住用の建物は今回の震災以降でも、希望されれば地震保険に加入はできますが、居住用以外の事務所や店舗だけの物件は、現在地震保険の申込が中止されており、いつから加入できるか？の目処が立っておりません。

Q) これから地震保険に加入できるの？

・すでにアパートやマンションで火災保険に加入している場合は、火災保険と同じ損害保険会社で地震保険に加入することができます。地震保険だけで保険へ加入することは、原則できません。しかし、一部の少額短期保険会社にて地震のみ対象になる保険がありますが、これは保険金が少額になっており、あくまでも地震保険の補足のようものです。

Q) 地震保険料って、損害保険会社によって値段が変わるの？

・日本国内の居住用の地震保険は、日本国が再保険をかけるため、どこの損害保険会社で地震保険に加入しても、保険料は変わらず同じです。

Q) 地震保険の被害査定ではどの部分を見るの？

・木造建物の場合、建物の構造上重要な部分である軸組み、基礎、屋根、外壁の 4 点の損害程度に応じて認定をおこないます。非木造の建物では、建物の構造耐力上一体となっているため、建物全体の沈下または傾斜、柱・外壁等の損傷程度によって認定をおこないます。ちなみに、建物の窓ガラスのみの被害やエレベーターのみ、給配水管だけでは補償対象外になります。

他、何かご不明な点やご相談がございましたら、お気軽に当社までご連絡ください。